

第5期第2回 東京地方労働審議会 労働災害防止部会

平成22年12月8日

【井上室長】 本日は委員の皆様方には大変お忙しいところ、労働災害防止部会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は本日の司会を務めさせていただきます、東京労働局労働基準部監督課の井上と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

労働災害防止部会を開催するに先立ちまして、委員の方の異動がございましたのでそのご紹介と、事務局である東京労働局側の出席者の異動を紹介させていただきたいと思えます。

平成22年11月11日付で使用者代表委員としてご就任いただきました加藤委員でございます。

【加藤委員】 加藤でございます。よろしくお願いいたします。

【井上室長】 ありがとうございます。

なお、公益代表の山崎委員、労働者代表の傳田委員、使用者代表の石井委員には、ご都合によりご欠席でございます。

続きまして、東京労働局側の異動者を紹介させていただきます。

平成22年5月1日付で着任しました安全課長の増岡でございます。

【増岡安全課長】 増岡でございます。よろしくお願いいたします。

【井上室長】 平成22年4月1日付で着任しました労働衛生課長の駒場でございます。

【駒場労働衛生課長】 駒場でございます。よろしくお願いいたします。

【井上室長】 以上、ご紹介させていただきました。

それでは、ただいまより東京地方労働審議会第5期第2回労働災害防止部会を開催いたします。

まず初めに、本部会の定足についてですが、本日の出席委員は、公、労、使の各代表が1名以上、かつ全体の3分の2以上の出席をいただいておりますので、地方労働審議会令第8条第1項により、この部会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

また、東京地方労働審議会運営規程第5条の規定に基づき、原則として公開の会議とさせていただきます。その議事録についても公開とさせていただくこととなっておりますの

でご了承をお願いいたします。

それでは、以後の議事進行につきましては、東京地方労働審議会運営規程第7条により準用された第4条により、金子部会長をお願いいたしたいと思います。

金子部会長、どうぞよろしくをお願いいたします。

【金子部会長】 はい、わかりました。

では、始めさせていただきます。

初めに議事録でございますけれども、東京地方労働審議会運営規程の第6条におきまして、2名の委員の議事録への署名をいただくことになっております。つきましては、議事録署名委員を公益側は私が、労働者側は三宅委員に、使用者側は加藤委員にご署名をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、議題に入る前に、引地労働基準部長よりごあいさつをお願いいたします。

【引地労働基準部長】 おはようございます。朝早くからありがとうございます。日ごろから労働基準行政に大変なご協力を賜りまして、この場をおかりしまして厚く御礼申し上げます。

本日は、第11次の労働災害防止計画の推進状況につきましてご説明をさせていただくとともに、現場の視察ということで、建設現場をごらんいただくということでございます。実地に安全対策の実施状況などをご確認いただければと思っております。

東京労働局管内の労働災害の動向を申し上げますと、中長期的には関係労使の真摯な取り組みによりまして、着実に減少してまいりました。昨年は死亡者数が53人ということで大変少なく、良好な成績だったわけでございます。ただ本年に入りまして、一転しまして増加傾向になってございまして、12月6日付で62人ということでございまして、1カ月を残しておりますが既に昨年の数字を上回っている、62人の死亡ということになってございます。

このような増加傾向を受けまして、当局では現場のパトロール、あるいはさまざまな労使団体への要請などの取り組みを行ってまいりましたけれども、なかなか歯どめがかからない状況で年末を迎えてしまったということでございます。これから年末年始の繁忙期を迎えますし、また寒さが増してくる時期でもございますので、引き続き関係労働基準監督署の指導徹底に努めてまいりたいと思っております。

また、労働者の健康をめぐる状況につきまして申し上げますと、ご案内のように過重労働による健康障害、あるいはメンタルヘルスといった問題が社会的にも注目されるように

なっており、またアスベストの罹患、アスベストによる健康障害も引き続き注目を浴びる状況になってございます。特にメンタルヘルスにつきましては、事業場の対策の必要性が非常に強まっているということでございまして、東京労働局におきましても重点事項に掲げまして、最重点として取り組みを進めておるところでございます。

このような健康、安全をめぐる課題をさまざま抱えておりますけれども、東京労働局の11次防5カ年計画でございますが、今年度が中間年になりました。これまでの推進状況を顧みまして、残りの2年にさらに有効な対策を講じられるように努めてまいりたいと思っております。

なお、1点別の話を申し上げますけれども、労災防止指導員という制度がございまして、関係労使の皆さんに現場に入らせていただいておりますが、今年度限りで廃止になってございます。新たに関係労使の双方の安全衛生に詳しいご専門家の方にご参集いただいた安全衛生労使専門家会議というものを設けることになってございます。具体的にはまだ詳細が定まっておりますが、また使用者団体、労働団体の皆さんにはご協力を賜りたいと思っております。その節はよろしくお願いいたします。

それでは、本日のご審議よろしくお願いいたします。

【金子部会長】 ありがとうございます。それでは早速議題に入ります。本日の議題はご案内のとおり、第11次東京労働局労働災害防止計画の実施状況についてでございますけれども、安全課長と労働衛生課長と、それから監督課長、順次ご説明をいただきまして、その後でまたご審議していただきたいと思っております。

それではよろしくお願いいたします。

【増岡安全課長】 はい。それでは、お手元の資料の資料ナンバー1とあります、第11次労働災害防止計画と労働者の安全・健康を確保するための対策とある資料、こちらに基づきましてご説明したいと思います。

まず1枚めくっていただきまして、ページでいきますと2ページとあるところでございますが、労働災害発生状況の対前年比較とあるものでございまして、こちらは今年の労働災害の発生状況の直近の数字となっております。

まず死亡災害につきましては、現在62人の方が亡くなっております。先ほど部長のあいさつの中にもございましたけれども、あとひと月を残す時点で、昨年の確定値が53人でございますから、これを9人上回っております。また、前年同期の速報値となりますけれども、こちらが39人になりますので、これとの比較でいきますと23人ということ

で大幅な増加になっております。

また、下に業種別と書いてございますけれども、その中で見ますと建設業が23人、また第三次産業、これは商業からその他の第三次産業とあるところまでで欄が分かれておりますが、こちらを合わせますと27人になっておりまして、建設業と三次産業が多くなっておりまして、それぞれ4割程度を占めておる状況でございます。

また、下のほうに死傷災害、休業4日以上のものでございますけれども、こちらは10月末現在の数字となっております。10月末現在で6,538人ということで、昨年同期比で1.2%の微増という状況になっております。また業種別で見ますと、第三次産業で過半数を占める状況になっております。

ページをめくっていただきまして3ページ目でございますけれども、こちらは月ごとの累計の数字となっております。平成20年、21年、22年のそれぞれの数字を記載してございますけれども、20年、21年のものについては確定値、22年のものについては速報値となっております。こちらは12月6日時点での速報値ということになります。これを見ますと、今年は20年と21年の間ぐらいのペースでございますけれども、こちらの数字は速報値となっておりますので、確定になりますと若干これよりもグラフの線が上方に修正されるかと思われまます。

次にまた1枚めくっていただきまして、4ページ目でございますけれども、こちらは死亡災害の、この10年程度の推移を示しております。長期的には減少傾向にございまして、平成14年以降は大体100人前後で推移をしてきたわけでございますけれども、一昨年、昨年と大幅に減少しまして、昨年は53人と半減したという状況にございます。それが今年増加に転じているという状況にございます。またこれが長期的増加傾向に転じたとまでは言えませんが、今後歯どめをかけていく必要がある状況にございます。

ページをめくっていただきまして、5ページ目でございますけれども、これは事故の型別に死亡災害の統計をとったものでございますが、墜落・転落によるものが23人、37%と最も多くなってございます。またその墜落の中では建設業が多くなってございまして、この23人中14人が建設業ということになっております。

若干ページが飛びまして8ページ目をごらんいただきたいのですが、「建設業の墜落災害防止対策の徹底を！」というタイトルでございまして、こちらに建設業の死亡災害とその内数としての墜落・転落による死亡者数の推移を記載したものがございます。墜落・転落の割合を見てもみますと、年によって若干上下しておりますが、おおむね半数が墜落・転落

によるものということがわかります。

それではまた戻っていただき、6ページに行きまして、こちらが休業4日以上の死傷者数の推移となります。こちらを見ていただきますと、平成11年以降の数字でございますけれども、近年微増傾向にございましたが、昨年は平成20年から1,000人減少ということで大幅な減少を見ております。また業種別で見ますと第三次産業の数字が増加傾向にあるところが見てとれまして、現在では過半数を占めるに至っております。

また7ページ目、第三次産業の中で重点4業種と書いてございますけれども、こちらに4つほど業種を挙げてございます。小売業、社会福祉施設、飲食店、ビルメンテナンス業でございますが、こちらの4業種で第三次産業の約半数を占めるという状況になっておりまして、いずれも増加傾向が続いております。

1ページ戻っていただきまして6ページ目ですが、こちらに11次防の目標値を点線で示してございます。11次防では災害の減少について目標を掲げております。10次防、前の計画ですけれども、この最終年である平成19年に比べて、11次防の最終年、平成24年の数字が休業4日以上の死傷災害で15%以上の減少、死亡で20%以上の減少というのを目標として掲げております。その15%減少というのはここで11次防目標値と書かれております8,506人という数字でございまして、今年は、21年に比べて現在微増傾向ですので、今年での達成は困難な状況となっておりますので、引き続きの対策を進めてまいりたいと考えております。

また、死亡につきましては、目標値がここには記載がございませんけれども、77人というのが目標値となっております。昨年は53人で下回ってございましたが、今年は増加に転じているということで、この増加に歯どめをとどめるということで、達成していきたいと考えております。

それでは9ページ目に進んでいただきたいと思っております。このような状況の中、当局におきましてさまざまな対応をしておるところでございますけれども、こちらには死亡災害の増加に対応した緊急要請の実施ということで記載しております。3月の災防部会の際に、1月のエレベーター設置工事等の死亡災害の続発を受けた緊急要請などについてはご紹介しておりますが、今年6月以降、災害の増加が顕著になった時点以降でのさまざまな緊急要請の実施状況についてこちらには記載しております。

まず、建設業の死亡災害が昨年の同期に比べて、6月の時期に倍増という状況に至りまして、これを踏まえまして緊急の要請を行っております。内容といたしましては、死亡災

害の半数以上を占める墜落・転落災害防止対策の徹底のほか、エレベーター設置工事における災害防止、建設機械による災害の防止、あるいはこれから夏を迎えるということで熱中症対策について要請をするとともに、経営首脳によるパトロール等の積極的な取り組みを要請しております。

また、7月ですけれども、こちらは建物の外壁塗装・補修工事の作業における労働災害防止対策ということでございますけれども、ビルのガラス清掃などでブランコ作業などがよく行われておりますが、こういった作業中にロープが切れて墜落、死亡する災害が発生しております。またそのほか外壁塗装なんかでも近年はブランコを用いる作業があるということで、原則としてブランコ作業を行わないように、あるいは行う場合の墜落防止対策ということについての要請を行いました。

また9月につきましては、全国的に死亡災害が増加しているということで全国的な緊急対策を行っておりますけれども、その一環として東京局におきましても関係団体に対しての緊急の要請を行っているものでございます。

また11月の基礎工事用機械の転倒に係る災害防止対策の徹底でございますが、これは10月に基礎工事用車両系建設機械、移動式クレーンにアタッチメントをつけたような機械でございますけど、これが転倒して隣接する老人ホームのベランダに直撃するという事故が発生し、死傷者はありませんでしたが、これの再発防止ということでの要請を行ったものでございます。

それから10ページ目に進んでいただきまして、事業場における安全衛生水準の向上を図るための施策の展開ということで2つほど記載してございます。1つは安全管理者等の選任率の向上でございます。こちらは11ページを見ていただきますと経年の推移がございます。着実に選任率については向上しておるところでございますけれども、さらなる向上を図るということでございまして、10ページ目に戻っていただきますとそれぞれ目標値を掲げてございまして、これを目指して選任率の向上を図っておるところでございます。おおむね達成をしている状況でございます。

また、下のほうにリスクアセスメントの導入ということで、当局におきましては50人以上の製造業事業場について導入率70%というのを目標に掲げております。グラフにございますようにこちらの導入率も伸びてきてございまして、平成22年におきましては46.3%となっております。引き続き向上を図っていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

【金子部会長】 では引き続き、お願いいたします。

【駒場労働衛生課長】 労働衛生課でございます。労働者の健康確保対策につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。座って説明をさせていただきますが、よろしくお願いいたします。

第11次になります東京労働局労働災害防止計画に基づいて対策を推進しているという状況でございます。特に重点的なテーマといたしまして、大きく、過重労働による健康障害の防止とメンタルヘルス対策がございます。さらにアスベストによる健康障害防止がございまして、そのほか職業性疾病の予防対策等々があるわけでございます。

お手元にお配りをさせていただいております資料は、17枚目にありますメンタルヘルス対策でございます。ここから私どもの労働衛生対策についてのご説明資料ということでございます。

まず最重点課題と位置づけをしておりますメンタルヘルス対策でございます。この対策のポイントになる部分は、労働者の心の健康の保持増進のための指針というのがございます。この指針に基づきまして各事業場で対策を実施していただくことになるわけでありまして、中でも経営トップの方々による取り組みの促進、また教育研修の実施、相談体制の整備といった事項が特に重要であろうかということでございます。

対策の主な実施事項といたしまして私どもが取り組んでおりますのは、メンタルヘルス対策、今申し上げました指針でございますけれども、この周知徹底ということがございます。業種業態を問わず、どこの事業場でもメンタルヘルスの不調者が発生する可能性があるということでございますので、できる限り、あらゆる機会を利用して、この指針等の周知を図ってきたわけでございます。

この指針の周知を、あらゆる機会を通じまして図ってまいったわけでありましてけれども、一般的な周知だけではなかなか対策の定着が容易ではないだろうということで、昨年度からメンタルヘルス指針に基づきます対策の実施に向け、個別の事業場に対する指導を始めたところでございます。

さらに事業場がメンタルヘルス対策に実際に取り組むに際しまして支援措置が必要であるということで、メンタルヘルス対策支援センター、これはごらんいただいております資料の下半分、右側に、メンタルヘルス対策支援センターの支援状況を出させていただいておりますけれども、その利用勧奨を実施しているという状況でございます。このセンターでは専門家による相談、あるいは訪問支援といったことを実施しております。

また支援措置の1つといたしまして、インターネット上に「こころの耳」というポータルサイトを設置いたしまして、自殺、過労死といったものの予防も含めまして情報をご案内するというをしております。お配りいたしました資料17枚目の左半分、これが紹介のリーフレットでございます。この「こころの耳」のサイトの内容がかなり充実してまいりました。今年度上半期で20万件ほどのアクセスがあるということで利用されているところでございます。

そのほかといたしましては、9月に産業保健フォーラムというのを実施いたしまして、昨年度、今年度、引き続きましてメンタルヘルス対策についての周知、啓発を実施いたしましたところでございます。

17枚目の資料のところを見ていただきますと、右半分上のほうに、いわゆる精神疾患による労災請求・認定状況というのをお示ししているとおり、全体といたしましてはその請求件数が増加して、グラフで見えていただきますと折れ線グラフの部分が請求件数でございます。青のほうは全国、赤の折れ線グラフは東京の請求件数を示しております。一時的な減少もあるわけでありましてけれども、全体といたしましては増加の傾向が明らかな状況となっております。

労災認定をした件数といいますのは棒グラフのほうで示しております、青の棒グラフは全国の件数、赤のほうは東京の件数でございます。全国では21年度の補償を233と出しておりますが、そのうち自殺をされた方が63人含まれておりますし、東京都内で33件という認定数を表示しておりますけれども、自殺者がこの中に6人含まれているという状況でございます、メンタルヘルス対策の重要性が感じられるところでございます。

そのグラフの下段に、先ほど触れさせていただきましたメンタルヘルス対策支援センターの支援状況が出ております。これは相談件数、それから個別訪問支援件数といった数値を並べておりますが、ご注意いただきたいのは21年度、これはこのセンターを始めました5月からの数値を載せております。3月まで11カ月間で相談件数が345件であったという数字であります。

右側には平成22年度ということで出しておりますが、これは4月から9月までの半年間、6カ月間の数値になっているところでございます。相談件数につきましては上半期で昨年度11カ月を若干上回る数字になっておりますが、個別訪問支援件数につきましてはまだ半年ということで、192件という数字にとどまっております。ただ、若干ペースが昨年度よりは上がってきておりまして、12月に入りまして300件ぐらいということで、

正規の数字ではございませんが聞いております。やや昨年度を上回るであろうということ
であります。

そのほか今年度から管理者研修を支援センターで実施しまして、その回数32件という
のを掲げてございます。

続きまして、過重労働による健康障害防止対策についてご説明をさせていただきます。
資料は次の18枚目というところになります。

過重労働による健康障害防止対策につきましても、これは長きにわたって取り組んでお
ります労働基準行政の重点でございます。また、右側上半分のところのグラフが示してお
ります脳・心臓疾患による労災請求・支給決定の状況がありますとおり、課題として大き
なものがあるわけでございます。これも折れ線グラフが請求件数ということで、青線と赤
線で示しております。それから認定の件数につきましては、青と赤の棒グラフでお示しを
しております。293人というのが平成21年度の全国の脳・心臓疾患の認定件数でござ
いますが、この中には死亡106人の方が含まれております。また、東京の45件という
認定の中には死亡12件、12人の方の死亡の数が含まれているということになります。

この過重労働による健康障害防止対策につきましては、事業者が講ずべき措置というの
が示されておりますので、これの周知徹底を図っているわけでありまして、18枚
目の資料の左半分でございます過重労働による健康障害防止運動というのを実施して
まして、事業者の講ずべき措置を含めまして、行政はもとより、労使が一体となって過重
労働による健康障害を防止するための機運醸成、この取り組みをしているところでござ
います。

さらに、この過重労働による健康障害防止対策の実施につきまして行政が実施して
おります支援措置といたしまして、18枚目の資料の右側下半分のところに、東京都地域産業
保健センターの相談等の状況を掲げております。ここでは長時間労働者の面接指導、相談
を受けるということを実施しておりますので、その回数と利用者をそこに示しております。
東京都地域産業保健センターは、事業場の規模が50人未満の事業場におきますこうい
った面接指導、あるいは健康相談、事後措置の実施を確保するために、行政が支援措置と
して実施しております事業でございますけれども、20年、21年というところで数字を見
ていただきますと、長時間労働者に対する面接指導が多く利用されるようになったとい
うことでございます。こういった対策、並びに支援措置を過重労働対策として実施して
いるところでございます。

さらにページをめくっていただきまして19枚目でございますけれども、ここには過重労働の関係資料のご紹介ということでお示ししております。折れ線グラフで一番上の、青い折れ線グラフがございますが、これは定期健康診断による有所見者の比率の推移を示しております。平成21年のところの青の折れ線グラフを見ていただきますと、点線のほうは52.3%、実線のほうが50.5%ということになってはいますが、実線のほうは東京管内の数値でございます、21年になりまして有所見率が50%を超えたことが示されているということでもあります。

またその中で、真ん中あたりの折れ線グラフ、オレンジ色のものがございますが、これは血中脂質に関する所見の比率でございます。これらが脳・心臓疾患のリスクになるということございまして、今年度からでございますけれども、有所見率の改善対策を進めているということでございます。

続きまして枚数20枚目の資料をごらんいただきますと、アスベスト対策でございます。アスベストにつきましては、関係法令、規制法令が幾つかございますので、これらを多くの事業者の方によく理解していただくことでありますとか、補償制度の問題等々、幅広く関連する事項を周知することに力を入れております。これにつきましては、お手元にお配りしております資料の中で、3でございますけれども、「アスベスト対策」と書いてあります冊子です。これを使いまして周知をしている状況でございます。

そのほか、解体等の工事での暴露防止対策の徹底を図ることを重点に実施しております、計画届でありますとか作業届の指導、あるいは現場の個別の指導に力を入れてやっておりますけれども、このアスベスト対策に関連しましては、東京都あるいは区・市の関係部署との連携を図りながら、法令違反の防止等々、指導を行き渡らせる努力をしているところでございます。

最後、21枚目でございますが、熱中症対策でございます。これは疾病対策の中で、今年の夏に大変熱中症が多く発生したものですから、ご参考ということで資料をつけさせていただきました。多く、夏の始まりの時期に被災者が発生しているということ、あるいは今年度数が多かったせいもありまして、多くの業種でこの熱中症が発生したという状況を示しております。後ほどまたごらんいただければ幸いです。

以上、労働衛生関係のご説明とさせていただきます。ありがとうございました。

【金子部会長】 じゃ、続いて監督課長、松田さん。

【松田監督課長】 はい。監督課長の松田でございます。私からは監督指導の結果など

につきまして、3点ご紹介させていただきます。

1点目は、建設工事現場の一斉監督の結果でございます。お手元の資料ナンバー5でございますが、こちらのほうに建設業の死亡災害が増加したことを受けまして、今年の6月に一斉監督、18の監督署で抜き打ちで監督指導を行った結果をまとめさせていただいております。331の現場に入りまして、約半分、53.5%の現場で何らかの法令違反があったという状況でございました。

1枚めくっていただきますと、その331現場のうち特に99の現場で違反があったものとしては、足場であるとか、高いところの作業床での墜落防止、転落防止、手すり等の措置がなかったところが99の現場であったということでございます。本日ご視察いただく現場でも、高所での手すり、安全対策がどのようにとられているかというご視点でご視察いただければと思っております。

またこの建設現場の結果の中で、下のほうにございますけれども、リスクアセスメント、先ほど安全課長から説明がありましたが、そういった取り組み状況がどうかということに対しましては、77.6%の現場で導入を実施しているということでございます。非常に関心、意識は高いんだろうと感じております。建設現場におきまして災害はまだ増加傾向が見られるということでございますので、こういった監督指導とあわせて啓発に取り組んでいきたいと考えております。

なお、今月12月も建築工事現場に対しては一斉監督を行っておりまして、またその結果等については後日ご紹介できるかと思っております。以上でございます。

それから続きまして2点目、資料6に、労災隠しに関する事例を2点ほど載せさせていただきます。労災隠しに関して、いかにして防止していくかということにつきましては、一昨年この部会でもご審議、ご意見をいただいたという経緯がございますが、それに基づいて啓発を進めているんですけれども、残念ながら今年度も実は4件労災隠しとして認定されて送検した事案がございます。

この中で1点だけご紹介いたしますと、上にあります一酸化炭素中毒があったということでございましたけれども、これ自体は5日間の休業ということで、実はそれほど重い症状ではなかったんでございますが、下のほうにありますとおり、会社のほうでは元請の建設会社に迷惑をかけたくなかったと思って、被災労働者の治療費を自社で負担していたところからその額が多額になったことから、労災請求をするために、災害が発生したのは別の、自分の会社の施工する現場だということにして、架空の死傷病報告を提出したといった事

案が発覚したものでございます。

やはり、中小零細の企業でのこういった啓発を引き続きやっていかないといけないということでございますので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから最後でございます。資料ナンバー7に、実際に過労死や過労自殺、そういった過重労働の事案を発生させた事業場につきまして、事後に監督指導を行ったものを取りまとめております。実際に発生させた事業場の中から72の事業場に対して監督指導したというものでございます。その結果、下のほうにございますけれども、67の事業場で何らかの法令違反がありました。特に労働時間に関するものが多かったという結果になっております。

もう1枚めくっていただきたいと思うんですが、2ページ目のところに、特に被災労働者、実際に被災された方についてどうでしたかという結果でございますけれども、26%、19の事業場では健康診断そのものをやっていなかった、やらせていなかったと。それから22の事業場では、健康診断はやったけれども、事後措置をとっていませんでした。さらには44の事業場では医師による面接制度を導入していなかったという結果になっておりますので、やはり今後我々としても、事前の未然防止といった観点で、こういった健康管理、対策についても進めていかなければならないと考えております。

以上、3点でございます。

【金子部会長】 ありがとうございます。

以上、ご報告ありましたけれども、何かご質問、ご意見等がありましたら、お願ひいたします。

【加藤委員】 よろしいですか。

【金子部会長】 どうぞ。

【加藤委員】 資料の1の2ページ目で、建設業が多いのは、私も建設業に従事しているものですから、十分データとしてはわかっているつもりなんですが、商業さんでこの6名、昨年までゼロだったのがあれというのは、なかなか商業で死亡事故というのがイメージできないんですが、これはどういうふうな事故、メンタルヘルスなのか、それとも交通事故とかその辺なのか。

【増岡安全課長】 交通事故とかそういうものです。もろもろ入っております。

【加藤委員】 じゃ、商業施設の中で起きたとか、そういう話ではなくて。

【増岡安全課長】 建物の中で転落して亡くなったような、階段から落ちてとか、そう

いう方もいらっしゃると思いますけれども。交通事故とかそういったものも含まれます。

【加藤委員】 わかりました。

【金子部会長】 ほかに。

【田中委員】 よろしいですか。

【金子部会長】 はい、どうぞ、田中さん。

【田中委員】 17ページのメンタルヘルス対策なんですけれども、請求件数が21年度増えていて、認定が減っているのはどういう要因なのかということと、あと支援センターの活動で、個別訪問支援件数というのと周知訪問という、このもう少し具体的な中身と
いうか、どういうことをやられているのか教えていただければと思うんですが。

【駒場労働衛生課長】 はい。請求件数が、特にごらんいただきましたように、東京では赤の折れ線グラフで示しておりますように200件を超えたという数値になっておりますが、認定件数のほうは33ということで、若干開きが出ているわけでありましてけれども、幾つかの条件があろうかと思えますけれども、請求件数の分をこの21年中にすべて処理したということでもないので、認定が翌年度にずれるものが相当数あれば、請求が増え、認定がまだそこに、処分が追いつかないといえますか、そういったところがあろうかと思えます。

また同時に、労災認定されるかもしれないので請求してみようという方々や、権利意識の上昇とともに、請求をされる方が幅広く多くなるという事情も1つにはあろうかと思っておりますけれども、ずばりこれが201件に対して33件しか認定をしなかったという直接の数字というわけではないので、ここで締めたところの数値とご理解いただければありがたいかなと思います。

それから、個別訪問の支援件数でございますが、これは実際にこのセンターの促進員が事業場にお邪魔いたしまして、メンタルヘルス対策をその事業場でどういうふうを実施すればいいかということについての支援を、例えば事業場で実施するに当たって実施計画をどういうふうにつくればいいのかとか、何から始めればいいのかということが多いかと思うんですけれども、具体的な実施に当たっての支援を講じる、この活動を支援件数で数えております。その数値をここで示しているということでございます。

周知訪問回数という数値は、これは言うなれば営業活動といえますか、「メンタルヘルス支援センターでございますけれども、ぜひご利用いただくとありがたいんですが」ということで回って歩いている件数ということにして、21年5月から実施いたしましたので、

その当時大変これに力を入れたということで、足を事業場に運んでぐるぐる回って歩いたということが、この件数の数値に反映をしているという状況であろうかと思えます。

【引地労働基準部長】　　ちょっと1点だけ。今お尋ねの労災の精神障害の認定の状況でございますけれども、判断指針自体がパワハラの関係を明確化したこともありまして、少し拡大したことももちろんございます。

それから、いろいろな形で過労自殺など労災認定が報道されますと、局、あるいは労働基準監督署には、自分はどうなんだろうという照会が急増するというのもございまして、先ほど衛生課長も申し上げましたように、自分も仕事上のストレスでこういうことになっている、ひょっとしたら労災になるんじゃないかというお問い合わせがそういう形で増えているということがございますので、そういう労災になり得ることのだんだん周知が進んできたことであろうかと思えます。

また、認定が少ないというのは別に認定を下げているわけではなくて、専門家、専門医の精神科の先生3人から成る部会を設けまして、そこでの医学的判断をいただいた上で上外を決定しているということでございます。補足させていただきました。

【金子部会長】　　労災請求して認定されるまでの間の期間というのは、大体どのぐらいかかっているんですか。

【引地労働基準部長】　　6カ月を目途にしております。6カ月以内でももちろんできているのがほとんどでございますけれども、労働時間を調べる、あるいは実際の同僚労働者の方々からいろいろ事情を聞いたり、さまざまな調査事項がございますし、また主治医の先生のご意見も聞くということですので、そこのところはちょっと時間を、ほかの労災の認定よりも要しているという実態にございます。

【金子部会長】　　パワハラの問題が一緒にかぶっているということで、最近私もあちこちでパワハラ問題の相談を個別に受けることがあるんですけども、管理者研修をやっていますよね。そのときにはパワハラの問題というのは、当然中に組み込んでやっているんですか。

【引地労働基準部長】　　はい。入っております。

【金子部会長】　　大体管理者研修の中身はどんなものが多いんですか。ほんの一例を教えてください。

【引地労働基準部長】　　管理者研修といっても、さまざま、医学的なものとかメンタルヘルスの確保の観点からの研修ということでございますので、わりとパワハラというより

は、精神的な負荷の部分の話がありますので、パワハラに特化した形での項目は必ずしも多くはないんじゃないかなと思います。

【金子部会長】 わかりました。

ほかに何かご意見ございますか。はい、三宅委員。

【三宅委員】 今の引き続きなんですけれども、申請件数が増えてくるというのは、僕は窓口で監督署の担当官なんかが親切に対応しているという側面が一つあると思うんですけれども、いずれにしても、申請までもって手続を進めるというのは結構大変だと思うんです。その中で認定33件と請求201件という差は、やはり一定の件数が、翌年に繰り越しても、全体を見てみるとそんなに繰り越されていませんで、そこでは不支給が相当出ているんじゃないかなと思うんです。

だから、こういうグラフを出すときは不支給件数も出していただいたほうが僕はいいと思うんです。実際に不支給になっている人もこれだけいるんだということはやっぱり出すべきだと思いますし、認定基準だとか専門医の先生方の判断とか、それはそれで僕はしようがない側面もあるかなと思いますので、具体的な数字としては出していただければいいかなと思うんです。

それから、労災事故が増えているということなんですけれども、1つは建設の場合は一人親方問題というか、手間請けの人たちが増えていく中で、建設産業の従事者自体は減少しているんですが、手間請けや一人親方の人たちというのは増えているんです。その人たちの安全対策が行われないところに、1つは構造的に、必然的にと言ってもいいんですけども、事故が増えていく温床というか、そういうことが僕は起きているんじゃないかなという思いがしているんです。

具体的に、今この一人親方の人たちの問題というのは、安全問題の中でも、衛生問題もそうですけれども、対策を打たなくてはいけない時期に来ていると思うんです。建設業はほんとうに広がっています、住宅企業なんかでは特に多いんですよね。ですから、そういう対策を具体的に打っていく必要があるんじゃないかなと思うので、そのあたりを考えているかどうかをちょっと教えていただきたいのと、それから、この間再生砕石問題で、アスベストの問題が出ましたけども、やはり解体工事がきちんとやられていないというのが実際あると思うんです。僕なんか時々見ますけれども、コンボか何かでいきなりガサガサと壊しているのがよく見えて、ほんとうに、作業している人はどうなるんだろうなということと、周辺の住民の人たちはどうなるんだろうなと。

アスベストの被害は許容範囲がないというのが一般的に言われていますので、これだけだったら大丈夫というのは、暴露しても大丈夫というのはありませんので、やはりそのところでは、届け出の計画件数が急激に減っていますよね。これは徹底されていない側面があるんじゃないかなという気がするので、そのあたりの問題と、それからやはり、教育問題。特別教育を受けなくてはいけないとなっていますけど、これはつかまれているんじゃないかなという思いがあるんですけど、そういうのをつかんできちんと事業所に対策をとらせるという、そのあたりのことをもう一度徹底する必要があるんじゃないかなと思うんです。

【増岡安全課長】 一人親方の件でお話がありましたけれども、統計自体は労働者の統計ということになっておりますけど、例えば建設であれば元方指針ということで、元方に現場全体での管理をしてくれということで推進しております。当然そういった中には親方だから別ですよとか、そういうことにはならないわけですので、災害防止対策という意味では特に一人親方を排除しているとかいうことではなくて、それも含めた現場全体での管理を推進していきたいと考えています。

【加藤委員】 今のことについてちょっと補足説明ですけれども、現場で実際に安全管理というか、いわゆる仕事を進めていく上で、この人は一人親方、あるいは個人事業主だからとか何とかという区別というのは、現実的にはできないです、1つの一緒の仕事をやっていく上で。ただ、結果的に事故が起きたときに、一人親方だったとか、個人事業主だったとかいうのが判明するのが実質の観点で、新規入場者教育でも新しく入ってきたときに必ず、いわゆる労働者ですか、あるいは一人親方、個人事業主ですかと聞いてはおるんですが、それでもし特別加入していなければ事故が起きたときに労災保険の適用にならないので、特別加入していただきたいと。これも、特別加入したから労働者性がある、なしというのではなくて、現実的にどういう労働契約か、あるいは請負契約かという、契約関係と実態で調査されますので、したがって、特別加入していたから労働者性が否定されるというわけではなくて、実際の仕事の関係で判断される。現場では一切、仕事をやっていく上で、一人親方だから、個人事業主だからという区別をしていったら、とてもとても仕事にならないです。そういう管理はしていないはずですよ。

【三宅委員】 話はよくわかります。

【加藤委員】 今日現場に行ったときに、みんな平等にやっているよと。ただ結果として事故が起きたときに、これは労災保険法の適用の方法として、法で決まっている以上

そうってくるのはいたし方ないんだけど、ただ理解していただきたいのは、現場としてはそういう感じでわからないものだから、すべての方に対して労災の上乗せ保険、何か事故があった場合に労災以外として掛けているよと。これも実態ですよ。

【三宅委員】 大きなゼネコンさんの現場と、中小事業主、それから最近話題になっている住宅企業というか、建て売り住宅の企業なんかとは、現場の中身がちょっと違うと思うんですけど、少なくともそういうパワービルダーと言われる住宅企業の現場は、大工さんは全員手間請けなんです。安全はあなたの責任ですということで、労災保険は使いませんよという契約内容になっているんです。それは、住宅企業に入るときにそういう契約を結ばされているというのが書類として残っているんです。だから、それは元請の責任というか、安全衛生上はあるのはわかっているんですけども、それは労働局の皆さんから何度も説明を受けましたし、そうなんですけれども、現実的な対応として、結果的に元請の労災を使いませんよというところから、その現場の中では安全問題はあなたの責任だという雰囲気広がってきているのは事実なんですよ。

それから、現実的にゼネコンさんでもやっぱり特別加入をしていなければ現場に入場させないというのは一般的で、ちゃんと入ってから来てくださいというのは、先ほどの労災隠しなんかもそうですけれども、それは1次業者、2次下請というところが自主規制をしていくのが現実問題で、元請のゼネコンがどうのこうのというよりも、仕事の関係で2次3次のそういう下請の業者が、規制をみずからしていくという側面があると思うんです。

今、ほんとうに中小の会社が手間請けということで、数層にわたって、一人親方の人が一人親方に頼むという、全員が手間請け状態というのが広がってきてつつありますので、そのあたりは必ずしも、それは確かにそういうことはよくわかるんですけども、実態としてはなかなか難しい問題も含まれているんだということを理解していただければありがたいかなと思うんです。

【加藤委員】 僕らもできるだけ重層下請にならないように、お互いに協力しながら、やっぱり1次、2次ぐらいの責任を負える範囲でお互いにやっていただけたらと思います。

【三宅委員】 私もそう思いますよ。

【加藤委員】 是非ともご協力のほう……。

【三宅委員】 こちらこそ。

【引地労働基準部長】 部会長、低層住宅の建設工事につきまして、昨日トップセミナーというのを実際実施しておりまして、ハウスメーカーの方もそうですし、いろんな職種

別の団体の方も、トップをお招きしての講習会を昨日まさにやったばかりでございますけれども、安全対策の徹底につきましては、加藤委員がおっしゃったように、現場に入っている方すべてというつもりで指導を申し上げます。労災保険の適用ということになりますと特別加入をしていただかなければならないという、そこは法令上のところでございますのでご理解をいただきたいと。

それからアスベスト対策につきまして、確かに捕捉したところは指導する徹底ができるということだと思っておりますが、捕捉をどうやってしていくかというところが一番の課題だと思っております。地方公共団体と連携して、地方公共団体への届け出などの情報も得ておりますので、そういった関係行政機関の相互の情報交換によりまして、できる限り捕捉をしていきたいと思っております。

おっしゃるように、非常に重篤な健康障害を引き起こすものでございますので、これは指導を引き続き、確かに届け出件数が減っているというご指摘をいただきましたけれども、その辺の対策の徹底は今後とも慎重にやっていかなきゃいけないと思っております。ありがとうございます。

【金子部会長】 ありがとうございます。

時間がもうほとんどなくなってしまったんですけど、なかなか法制度と実態との落差の問題を解決するのは大変ですが、労働局のほうにおいても、本日の意見を踏まえて十分対応していただきたいと思っております。

以上で本日予定しておりました議題はすべて終了ということになりますが、何か事務局からございますか。よろしいですか。

【引地労働基準部長】 はい。

【井上室長】 本日は長時間にわたりどうもありがとうございました。

これをもちまして第5期第2回労働災害防止部会を終了させていただきます。

了